

平成26年1月1日発行(毎月1回1日発行) 学術の動向 第19巻第1号 通巻第214号 ISSN 1342-3363

学術の動向 1 2014

JANUARY 2014 VOLUME 19 NUMBER 1
SCJ FORUM | 日本学術会議

グローバル化における 『パワーシフト』への対応

近藤誠一／猪口孝／鈴木基史／土屋大洋／羽場久美子／
大芝亮／猪口邦子／古城佳子／小林良彰／杉田敦

軍縮不拡散分野に見る多国間意思決定の新たな力学

猪口邦子

軍縮不拡散分野に見る 多国間意思決定の新たな力学

猪口邦子

パワーシフトと外交

外交を支える力は、19世紀は軍艦、20世紀は経済、21世紀は知識とよく言われる。もちろん、いずれの要素も重層的に常に外交力を左右してきたことは言うまでもないが、21世紀の外交は、軍事力や経済力という古典的な要素のみに注目すると見誤るという警戒の念を込めて、知識こそが外交力の基盤となる国際関係の見通しを示している。国際社会での意思決定は、パワーより知識が先導するという意味で power-based solutions から knowledge-based solutionsへのシフトが地殻変動のように起きているという指摘である。¹

それにともない、軍事や経済と外交力が単純に連動していた時代は大国主導の国際決定が常態であったのに対し、知識主導の合意形成となると、中小国も、また民間団体や専門家も時には決定的な役割を果たすことになる。そのような現象が比較的明確に現れやすいのが、多国間外交の場である。二国間 bilateral と多国間 multilateral の外交的意志決定過程のうち、二国間外交ではより伝統的な力の影響が残りやすいが、国連本部や関連機関、ジュネーブやウィーン等で多数の国家間で展開される多国間外交においては、国際社会の新たな課題に先駆的に取組むこと多く、よって知識を有する中小国も政府専門家や民間の専門性を活かして、いずれ条約などに結

実していく合意形成プロセスを先導することも可能である。

とはいっても、知識の集約は、そもそも大国でなされやすい。豊かな研究環境や潤沢な研究資金に大国が熱心である以上、知識主導外交の時代にも大国の中心性が続きやすい。また国際的意志形成が、ついに条約など法的拘束力のある (legally-binding) 決定に至る過程では、大国の思惑や拒絶が、全体プロセスの運命を決めることがある。つまり、外交における影響力の強い国家群の変化という意味でのパワーシフトは、図式的に明快に発生するわけではないが、にもかかわらず、国際社会の変化とは、万人に明快になったときは、もはやそのなかで国益や影響力の確保は容易ではない。先行現象に敏感であり、その力学を先取りすることこそが、優れた外交力に繋がるものである。

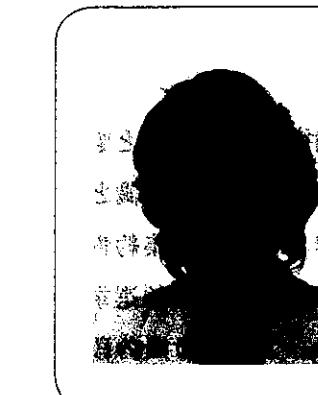
本章では、そのような問題認識に基づき、軍縮不拡散外交という、専門性が高い多国間外交の場裏にてどのような変化がグローバル化時代の深部で見られるかを明らかにしていく。軍縮不拡散分野では、米国とロシアの条約や合意など二カ国間外交も重要だが、ここでは多国間外交を扱うことにする。言うまでもなく、唯一の被爆国として日本は、多国間軍縮不拡散外交を主導していく役割を世界から期待されている。

軍縮不拡散外交の新たな力学

多国間外交の軍縮不拡散 (disarmament and non-proliferation) 分野には、大別して、大量破壊兵器 (weapons of mass destruction=WMD) と通常兵器分野 (conventional weapons) があり、前者は核兵器 (nuclear weapons)、化学兵器 (chemical weapons)、生物兵器 (biological weapons) を含み、後者はそれ以外の兵器を含む。後者の条約と運用プロセス等には、対人地雷 (Anti-Personnel Mines) 禁止条約、小型武器 (Small Arms and Light Weapons) 国連プロセス、武器貿易条約 (Arms Trade Treaty=ATT)、クラスター弾に関する条約 (CCM)、特定通常兵器 (Certain Conventional Weapons) 使用禁止制限条約 (CCW) などが含まれる。

それぞれの兵器分野や軍縮条約プロセスにおいて、どのような国際的な意思決定の潮流が見られるかを個別に論じていくが、分野横断的に見られる最近の特徴をまず示しておきたい。

第一に、上述の知識集約性がある。軍縮不拡散分野では、例えば武器関連の知識は武器の廃棄や軍縮の検証にも不可欠であり、また広く軍縮条約の国際法的構築や表現方法に精通していることが特定の武器分野の軍縮文書を調整する場合には効果的である。冷戦後は旧東欧や北欧、また大陸ヨーロッパの中小国



PROFILE

猪口邦子
(いのくち くにこ)
日本学術会議第一部会員、上智大学
名誉教授、参議院議員
専門：政治学

で、大国の狭間で外交官養成に長けた諸国が国際交渉場裏の議長を輩出した経緯がある。米国やロシアなど大国は合意形成の責任を負う議長職をあえて避ける場合もあり、議長国や文書起草役の国が国際的合意形成を成功させるには、大国との調整を推進する知識や、少なくとも大国が多国間プロセスをブロックしないライン（レッドライン）を知る力量も必要となる。なお、軍縮分野ではないが、G8 (Group of 8 = 主要先進国) 首脳会議のプロセスにても、事前に知識界の貢献を求める G-Science 会議体が近年では重視され、日本学術会議も参加している。

第二に、政府専門家グループ GGE (Group of Governmental Experts) や有志国／関心国グループ (Like-minded countries groups) が非公式会合を開催し、事前調整を行う。そもそも上述のような外交力は最近では、新规の国際公共財の様相さえ呈している。そのような力量をもつ国は、軍縮外交を発展させる公益のために議長職等を担う必要があり、各国はまさにその立場に立つために政府専門家を養成し、民間の専門家とも連携し、

sovereign knowledge（主権国の知識）ともいえる知力を磨いて事前の調整会合で協調と競争を重ねる。その過程で各国の知識集約性や先導的力量が自明になるため、競争的選挙による議長国選出の場合は、とりわけこの段階が重要となる。多国間外交場裏では、議長国は圧倒的な中心性を誇り、情報もすべて議長国に集約され、また議長国は自らの国益を公益推進のなかで巧みに守ることも可能なので、全体をブロックし得る大国でない限り、一般的に議長職は各国が希求する国際的地位である。

第三に、軍縮条約は、関係国の安全保障に直結する武器の廃棄や制約に係ることから従来は全会一致（consensus）原則が前提であったが、最近では2013年のATT条約の採択に見られるように、多国間軍縮外交の信頼の醸成を背景に準コンセンサス方式（multilateral confidence-based diplomacy and quasi-consensus adoption of instruments）が編出されつつある。国連総会が条約の交渉開始を会議体に委任し、最終的にそこでは完全なコンセンサスが無理な状況下でも、多数決原理の国連総会が条約の採択を行うことに関係国が同意して採択される形であり、法的な拘束力のない総会決議の採択を超えた国連総会の機能拡大が見られる。軍縮プロセスが停滞しがちなコンセンサス方式に対し、多国間軍縮外交を忍耐強く深化させつつある現段階ならでこそ可能な、信頼をベースとした新手法が生

成されたのかもしれない。

第四に、条約の規範と正義の主流化作用に着目し、特定分野の多国間軍縮条約の締結を視野に交渉開始へのコンセンサスが成立するまで条約交渉の開始を待つよりも、関心国間で条約交渉を行って妥結させ、順次加盟国を増やしていく方式も見られるようになった。対人地雷禁止のオタワ条約やクラスター弾禁止への道のりが典型である。グローバル化時代における条約の規範的影響力の伝播の速さを活かした手法である。

第五に、多国間軍縮条約においては、締結と発効後の実施プロセス（implementation process）の重要性が増している。署名・批准しても、締約国としての条約上の義務を履行するために技術的財政的支援が必要な途上国もあり、また実施状況を締約国が年次報告などで報告を義務付けられる場合もあり、あるいは政治的理由から正規の運用プロセスが展開できない場合に専門家会合など研究的プロセスで条約の崩壊を防ぐ場合さえある。条約の運用検討会議（review conference）は5年ごとの開催が一般的だが、その間にも隔年政府会合や準備会合方式など、条約ごとに編み出された次期運用検討会議までの会期間活動のプロセスがある。実施プロセスは、締約国の条約上の義務履行の推進はもとより、条約の普遍化（締約国拡大）や規範の深化、また関連知識の更新と伝播を担っている。

このような多国間外交の潮流は、今後さら

に強まるのか、あるいは抑制されるのかは不明であり、またすべての分野に共通に見られるわけではないが、国際的な意思形成と規範生成における注目すべき力学があるので、以下、そのような側面に着目しながら、兵器別に現代の多国間軍縮交渉の課題を検討してみたい。

核兵器

核兵器の禁止条約が存在しないなかで、核兵器不拡散条約（NPT）の履行の確保と普遍化、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効、また、次期核軍縮条約と予定される兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始が現在の課題である。いずれに関しても政府専門家会合等の知識集約型のプロセスは活発である。

NPTは1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しつつ爆発させた5カ国（米露英仏中）を核兵器国と定め、非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、また核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めた国際条約で1968年に成立し、1970年に発効。日本は1976年に批准。運用検討会議は5年ごとに開催され、条約発効から25年が経過した1995年の運用検討会議では無期限延長がコンセンサスで決定されたが、その際の合意事項である核兵器国の軍縮努力が不十分等の非核兵器国の人間がその後

の運用検討会議を困難なものにしてきた。また北朝鮮の条約脱退、非加盟国であるインド、パキスタン、イスラエルの核実験や保有疑惑等、不拡散体制の不安定性は否めない。2種類の締約国を定義する不平等性のほか、非核兵器国の条約義務履行を保障する国際原子力機関（IAEA）が存在する一方、核兵器国の誠実な軍縮交渉義務（6条）を管理する国際機関は存在しない等、構造的問題を内包しているが、冷戦期を通じて核不拡散体制の維持強化による安全保障への寄与は計り知れない。

2015年4月～5月予定の次回運用検討会議に向けた3回の準備会合が2012年から毎年開催され、最終の第3回準備委員会は2014年4月28日からニューヨークで開かれる。議長国はペルーで第3回準備委員会の議長が運用検討会議の主要委員会1の議長も務める。

核兵器不使用の規範の主流化の勢いは、2013年の準備会合での南アフリカ代表が行った核兵器の人道的影響についての演説に80カ国が賛同したことにも表れ、日本政府が賛同を見送ったことへの批判は多く、日本は10月22日の国連総会第一委員会にてニュージーランドが行った核兵器の人道的結果に関する共同ステートメントに参加した。また日本が豪州等と立ち上げた非核兵器国10カ国によるNPDI（軍縮・不拡散イニシアティブ）は関心国グループ活動の典型でありNPTプロセスに作業文書を提出する等の知的インプットを行っている。

CTBTは宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発や他の核爆発を禁止する条約で、1963年の部分的核実験禁止条約が禁止していなかった地下核実験を含む。国際監視制度や現地査察、信頼醸成措置等からなる検証制度を導入する。条約発効には日本を含む発効要件国（ジュネーブ軍縮会議の構成国でIAEAにより動力用・研究用原子炉を有するとされる国）44カ国すべての批准が必要であり、未発効。日本は1997年に批准。本条約機関（CTBTO）が、検証制度構築等の準備のため、発効までの間、準備委員会暫定技術事務局（PTS）として活動しており、専門家の結集機能も發揮している。183カ国が署名し、161カ国が批准済み。未発効だが、発効促進の専門家会合や政府間会議が続くなかで考えの主流化に成功しつつあり、核実験モラトリアムを核兵器国から引出してきた。

すべての国に兵器用核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウム等）の生産を禁止することで核兵器の新規生産を禁止するFMCTには、NPTの不平等性は存在しないことから、非NPT諸国もFMCTには加入すると予想される。2012年の第67回国連総会はFMCTに関する政府専門家会合（GGE）を2014年及び2015年に開催する決議案を採択した。ジュネーブ軍縮会議にても様々な専門家会合が多数開催されてきた。条約の交渉開始は妥結に一気に進む予想から交渉開始のコンセンサス

は成立しない年月が続いたが、幾重もの専門家会合や非公式協議の積み重ねから考えの主流化が進み、米英仏露は生産モラトリアムを宣言した。中国、インド、パキスタン、イスラエルのモラトリアム表明を各種の協議体が求めるなど、条約の公式・非公式草案やイメージが、法的拘束力のある国際文書の生成に先立ち、現場に影響力を發揮しつつある。²

化学兵器

化学兵器には、開発から使用まで包括的に禁止する条約が存在する。化学兵器禁止条約（CWC）は、実効的な検証制度とその機関である化学兵器禁止機関（OPCW）を有する完成度の高い軍縮条約であり、2013年秋のシリアの事例では、条約の存在が、大量破壊兵器使用の内戦の惨禍の拡大をくい止める機能を発揮した。条約は1997年4月に発効し、日本は1993年に署名、1995年に批准。締約国は190カ国で、シリアに対しては2013年10月14日に正式に発効した。イスラエル、ミャンマー、北朝鮮、アンゴラ、エジプト、南スーダンが未締結。

本条約は、化学兵器の全面禁止（開発、生産、取得、貯蔵・保有、移譲及び使用の禁止）及び2007年までの全廃（5年の延長可）を定め、また化学兵器の検証制度を、締約国の申告とOPCWによる査察で確保している。さらに、化学兵器に対する防護等の援助や関連の

国際協力を定め、条約履行の確実性と条約加入の利益を示す軍縮条約のあり方を拓いた。OPCWはIAEAと同様に執行理事会で運営され、理事国は41カ国で日本は設立当初から理事国。締約国会議を年1回、運用検討会議を5年に一度開催し、2013年4月に第3回運用検討会議が開催された。廃棄と禁止という軍縮条約の初期の課題から、非国家主体等による化学物質の悪用や化学兵器の再出現防止という不拡散体制徹底の課題に重点が移りつつある。

シリア情勢においては、8月21日、ダマスカス郊外で、化学兵器使用で多数（200～1,300人）が死亡の報道があり、日米英仏等が国連に調査団の現地調査を要請し、実施され、米政府は現政権が使用したことを確信すると発言。9月6日、G20サンクトペテルブルク・サミットの機会に、有志国が共同声明を発出。ロシアはシリアの化学兵器を国際社会の管理下に移すよう要請。14日に米露がシリアの化学兵器除去のための枠組みに合意し、28日0時半よりOPCW執行理事会特別会合がハーグの本部で開催され、査察と廃棄の執行予定が、シリアの国内サイトへの即時・無制限の査察や、2014年前半までの全化学兵器関連資材の除去（elimination）完了を含む決定がなされた。それを受け、同日、国連安全保障理事会はシリアの化学兵器廃棄に関する決議第2118号を全会一致で採択。その後、直ちに実施が開始された。

軍縮条約が惨禍拡大を防止する役割を果た

したとはいえ、条約に非加盟の国が、条約で完全禁止されている大量破壊兵器を使用したという根本問題が残る。多国間条約における普遍化未達成の問題と、ほぼ普遍化を遂げた締約国数をもっても、使用禁止規範の主流化による非加盟国の抑制効果が得られなかつたという現実を今後の軍縮コミュニティは直視し、対策を先鋭化させなければならない。このことは、OPCWが2013年ノーベル平和賞を受賞してもなお、残る問題である。³

生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）は、生物兵器の開発・生産・保有を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであり、1975年に発効し、日本は1982年に締結した。170カ国（2013年11月現在）が締約国。シリア、エジプト、ネバール、ミャンマー等10カ国が署名済みだが未批准。イスラエル等16カ国が未署名。（なお、1925年のジュネーブ議定書は有毒ガス・細菌兵器の戦時使用を禁止したが、開発・生産・保有は禁止していない。）

5年ごとに条約履行状況を確認する運用検討会議が開催され、前回は2011年12月に第7回。条約履行に知的技術的支援が必要な国があることから、第6回会議では履行支援ユニット（ISU）の設置が決定された。

科学技術の急速な進展と技術と剤（微生物）の誤用・悪用の危険性が高まり、非国家主体

によるバイオテロの脅威が増すなか、条約に禁止遵守の検証手段規定がないため、締約国の遵守をいかに確保するかが課題である。2015年までの会期間活動の常設課題は実施支援を含む国際協力と国内実施強化、また関連科学技術の進展のレビューであり、とりわけ条約違反に対応するための防護の支援強化や信頼醸成措置（CBM）の広がりによる透明性の確保、デュアルユース問題等に重点が置かれる。なお、日本学術会議の声明（2013年1月25日）「科学者の行動規範一改訂版」は、BWC実施プロセス強化にも役立つと評価されている。

条約遵守の厳格な実施を求める検証議定書交渉は1994年に開始されたが、2001年11月の運用検討会議にて、米国は検証実施で秘密の漏洩等むしろ危険が拡散する等の理由でプロセスを拒否し、運用検討会議は一年の休会入りという異常事態となった。2002年11月に再開された運用検討会議再開会合においては、当時、軍縮大使を務めていた筆者のジュネーブの大使公邸にて、日本は非公式協議と仲介を主導し、国内措置強化支援策を中核とする専門家会合と締約国年次会合からなる条約強化プロセスの全会一致合意をまとめ、再度の運用検討会議の休会入り等の事実上の条約体制崩壊につながる道を防ぐことができた。現在に至る条約とその実施プロセスは当時の合意に基づく。⁴

国連小型武器プロセスと武器貿易条約ATT

武器貿易条約ATTは、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、通常兵器の不正な取引を防止すること等を目的とした国際条約。2006年、日本を含む7カ国が共同作成した同条約交渉のマンデートを与える決議案が国連総会にて採択され、交渉が開始された。2013年3月、本条約交渉のための最終的な国際連合会議（Final United Nations Conference on the Arms Trade Treaty）が開催されたが、北朝鮮、イラン、シリアの反対で条約案をコンセンサス採択できなかった。他方で、その国々も、条約案と同じ内容のものを、多数決で採択が決まる国連総会で採択することを拒むことはなく、国連総会にてその3カ国は反対票を投じ、棄権も23票あったが、多数決で採択された。

国連にて署名に開放された同年6月3日に日本は署名した。締結国50カ国で発効する。本条約の規制対象となる武器は、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用飛行機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びミサイル発射装置並びに小型武器及び軽兵器（弾薬及び部品・構成品は輸出規制の対象となる）。輸出入や通過や積替え及び仲介が規制され、管理リストを含む国内的な管理制度を整備し、条約事務局に報告することが求められる。

この条約への機運が高まった背景には、小

型武器の非合法生産や不正取引根絶のための国連小型武器会合プロセスがある。毎年50万人もが犠牲となる事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器（small arms and light weapons）の大半が非合法の製造や取引にかかり、テロや内戦の拡大や長期化、また貧困の蔓延や紛争後の社会復興の遅れにつながっている。2001年7月の国連小型武器会議にてコロンビアの議長下で国連小型武器行動計画（Program of Action）が採択され、その実施のため隔年会合プロセスが続いている。2003年の第一回隔年政府間会合は、軍縮大使であった筆者が議長に選出され、以降、ほぼ隔年でフィンランド、スリランカ、リトアニア、メキシコ、ナイジェリアが議長国として行動計画履行検討会議を含め国連プロセスを担ってきた。この分野でもGGEや専門家会合が頻繁に世界各地で開催され、高度な専門的コミュニティが育ち、ATTに向けての知識や認識形成を補強してきた。

対人地雷とクラスター弾

対人地雷禁止条約（オタワ条約）は、一般市民に無差別的な被害を与え、紛争終結後も社会の復興を阻む対人地雷を全面的に禁止し、敷設地雷の除去等を促進する条約で、1997年オタワにて署名。1999年発効。日本は1998年に締結。締約国数は161カ国（2013年12月現在）。この条約は、全会一致原則で交渉が遅滞

するより、関心国が先導的に条約を交渉し、締結し、発効させ、規範形成力を發揮して被害を減少させるという新手法の先駆的事例であり、民間専門家との連携や中小国主導など、軍縮外交に新たな力学をもたらした。また、多国間軍縮条約においては、被害国や貧困国の条約履行のための国際協力（international cooperation）、さらに被害者支援（victim assistance）の仕組みが重要であるという考え方を示し、CCW第5議定書やクラスター弾条約など、後の通常兵器系多国間軍縮条約の構成に影響を与えた。年次締約国会議と運用検討会議が開催され、義務履行の強化や未締結国への働きかけなど普遍化を推進しているが、米国、ロシア、中国、インド、シリア等は未締結で、現在も年間4,000人以上の被害者が発生し、約60カ国で地雷汚染被害が残存している。同条約の規範形成力は大きく、米・中・インド・イスラエル・韓国は輸出モラトリームを実施している。すでに4,200万発もの地雷が除去・廃棄され、10年前と比べれば事故発生率は3分の1に減少した。新手法の有効性は証明されたが、普遍化への知恵が改めて必要な段階であり、2014年6月、モザンビークで予定される5年に一度の運用検討会議の力量が注目される。

一つの爆弾から多数の子弾が広範に飛び散るクラスター弾も、無差別の被害をもたらし、紛争終結後も不発弾による被害が社会発展を阻らせる兵器であり、禁止条約の必要性が論

じられてきた。特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）は過度に傷害を与え、無差別に効果を及ぼす非人道的な通常兵器の使用を禁止または規制する条約で、クラスター弾は本来、その議定書として交渉されるべきであったが、全会一致原則下で交渉が膠着したため、2007年、賛同国や非国家主体NGOを中心に、オスロ・プロセスが開始された。2008年5月にダブリンで開催された外交会議でクラスター弾条約（CCM）が採択され、2010年に発効。クラスター弾の使用、開発、生産、取得、保有及び移譲並びにそれらの活動への援助を禁止する条約であり、原則8年以内の廃棄等を義務付けている。オタワ条約に類似して、条約履行のための援助や不発弾対策や被害者支援を含む構成となっている。発効後5年後に検討会議が開催される予定で、会期間は締約国の年次会議が開催される。関心国で主導した条約はいずれも、普遍化が課題となる。

クラスター弾条約の背景となったのは、CCW第5議定書の爆発性戦争残存物（ERW）の議定書で、CCWの歴史で初めて特定兵器に限定（weapon-specific）することなく、普遍的（generic）な機能的範疇として禁止と除去責任を定めたものである。筆者が日本政府代表団を率いていた時期にフィンランドを議長国として全会一致の合意が成立した。2006年に発効し、締約国は84カ国。ERW対処についての援助の規程ぶりは複雑な交渉を経たが、人道目的に沿う概念化がなされ、またERWの

発生を最小化する一般的予防措置も規定されるなど軍縮条約ないし議定書の構成の新基軸が含まれている。

通常兵器の軍縮と 経済社会発展の接点

長期化する内戦や紛争終結後の復興の遅れは、貧困や人道被害の最大の原因である。通常兵器の軍縮条約は、国家の安全保障や人間の安全保障に資するのみならず、各国の社会発展や経済成長を促進する根本前提に寄与するであろう。国連主導の社会発展の分野では、2000年のミレニアム開発目標（MDGs）の期限が2015年に迫り、すでにポスト2015年の開発目標が専門家会合や政府間会合で議論されている。

持続可能な開発を中心として貧困撲滅を重要課題とする方向性のなかで、例示的目標体系案Illustrative goalsが示されているが、そのなかに2000年にはなかった、安定的で平和な社会構築の目標が含まれている。平和と開発の関係（nexus）が注目されるなか、軍縮コミュニティは、その殻を突き破り、とりわけ途上国の社会発展や経済成長と軍縮・平和の接続点を指摘し、連動する視座を示して貢献していくべきである。

知識集約型外交の時代の新たな課題は、知識の深化に伴う視野の限定化であり、より広い人間社会における知識の連結性や接続点を

求めて自らの知識の有用性を再点検する勇気である。国連のポスト2015年開発アジェンダにおいて、「平和」の扱いの重要性を強調し、非合法小型武器や対人地雷、クラスター弾の除去や被害者救済支援等を、開発の根本的な前提要素として位置づけることができるであろうか。軍縮外交は人間社会の全体的構図のなかで、さらに発展していく必要がある。知恵と知識と良心をもってそれを前進させる諸国は、21世紀のパワーシフトの中心地になっていくであろう。

注

1 猪口邦子『戦争と平和』（東京大学出版会、1989年）；猪口邦子『戦略的平和思考——戦場から議場へ』（NTT出版、2004年）

2 核軍縮・不拡散の最前線については、Ramesh Thakur and Gareth Evans, eds, *Nuclear Weapons: The State of Play*, Centre for Nuclear non-Proliferation and Disarmament, Canberra, 2013. UNIDIR, *The United Nations General Assembly High-Level Meeting on Nuclear Disarmament*, Geneva, 2013. FMCTについては、UNIDIR, *A Fissile Material Cut-off Treaty: Understanding the Critical Issue*, Geneva, 2010.

3 例えば、Financial Times, October 14, 2013.

4 前掲書『戦略的平和思考』